第13回 情報流通円滑化によるごみ処理適正化 不法投棄・不適正排出対策



公共経済学教材

不法投棄とは何か

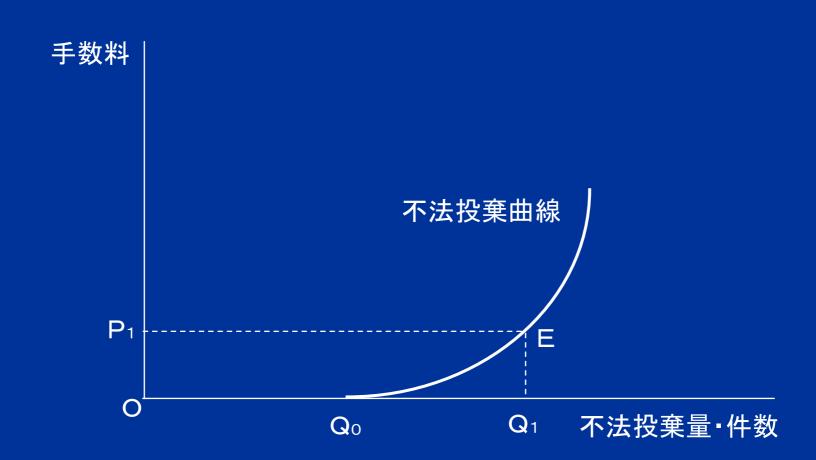
- •指定された排出・搬入場所以外へごみを 投棄すること
- ・廃棄物処理法の罰則規定: 5年以下の懲役または1千万円以下の罰 金もしくは併科
 - 法人に対しては最高1億円以下の罰金

民地の管理責任

朝霞市廃棄物処理条例第21条

- 1. 土地または建物の占有者は、その占有・管理する土地・建物に、廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない
- 2. 土地の占有者は、その占有・管理する土地に 廃棄物が捨てられたときは、当該廃棄物を自 らの責任において処理するよう努めなければ ならない

有料化と不法投棄



不適正排出とは何か

指定された場所への排出ではあるが・・・

- 指定袋制下でのレジ袋等での排出
- ・決められた時間外の排出
- ・分別状況が著しく悪い排出
- 有料シールを貼付しない事業系ごみ (東京23区)・・・など

有料化と不適正排出・不法投棄

一般的状況

- 有料化による不法投棄の著増はみられない
- ・ 通報件数は増加する

対策

- ・地域の住民団体との連携
- 戸別収集方式の導入
- •集合住宅管理人•所有者との連携
- ・監視・パトロール態勢の強化

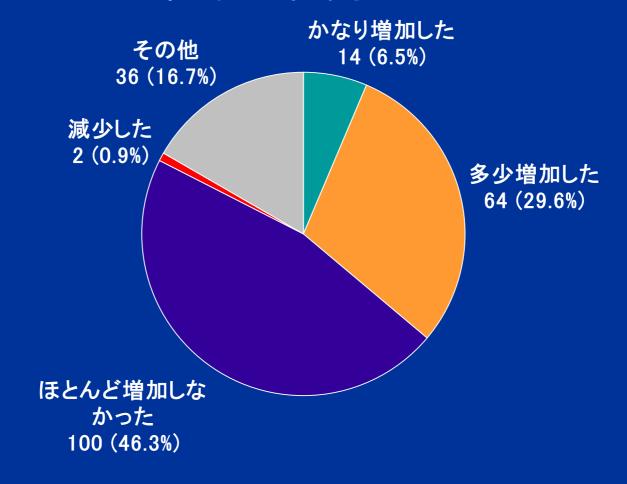
住居形態別の違反排出状況(札幌市)

	調査対象 集積所数 A	違反排出が あった集積所 数(比率) B (B/A)	違反排出ごみ 数(個) C	1集積所当た り違反排出数 (個) C/A
戸建住宅地区	519	81 (15. 6%)	241	0. 46
共同住宅地区	518	242 (46. 7%)	2, 863	5. 53

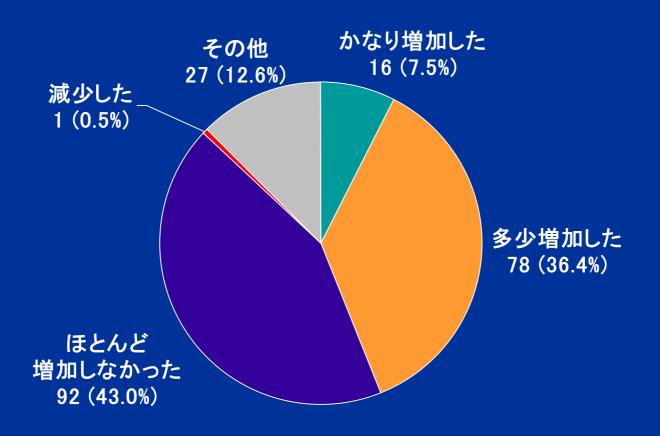
1集積所当たりの平均利用世帯数は戸建住宅地区22世帯、 共同住宅地区39世帯。

有料化に伴う不法投棄量の変化

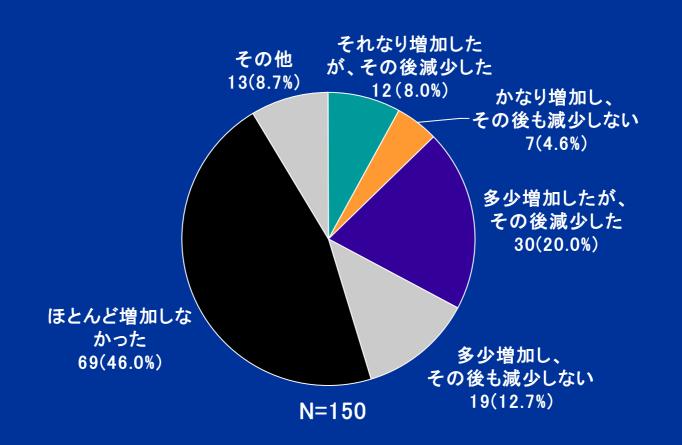
第2回全国調査より



有料化に伴う不法投棄の苦情・通報数の変化 第2回全国調査より

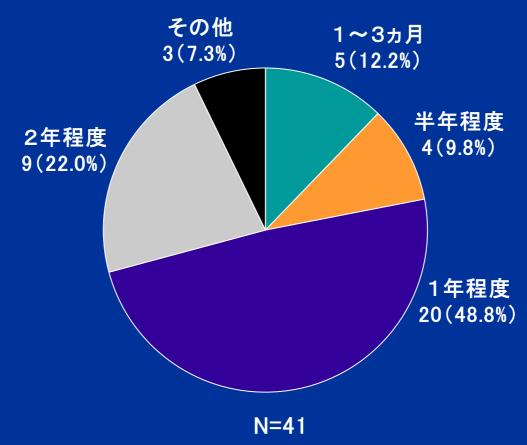


有料化実施直後から現在までの 不法投棄の状況 第3回全国調査



不法投棄が有料化実施前の水準まで減少するのに要した期間第3回全国調査

(実施後増加したが、その後減少した市)

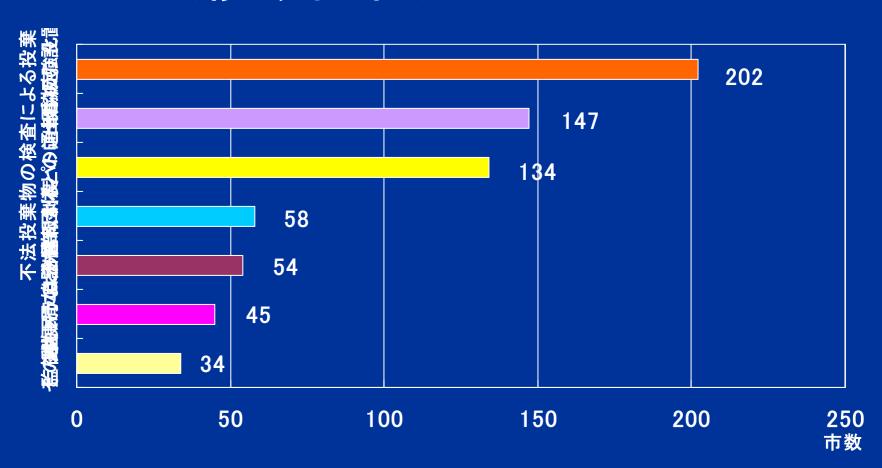


八王子市における不法投棄収集量

•



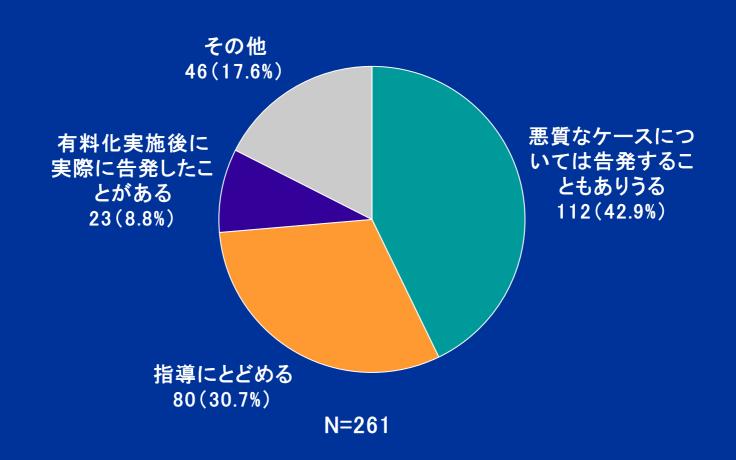
不法投棄を防止するためにとった対策 (複数回答)第3回全国調査



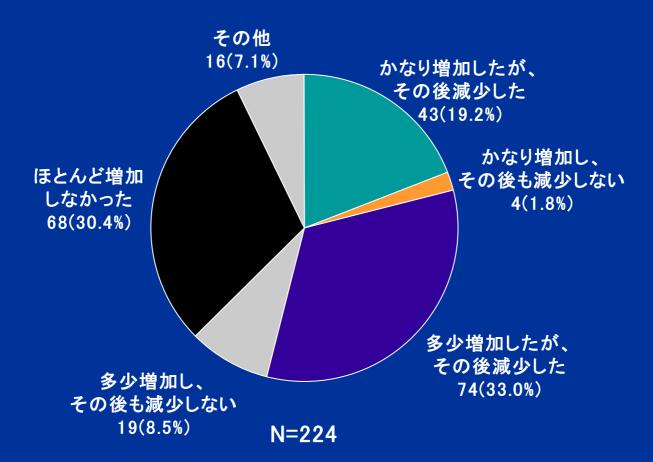
•

不法投棄者を特定した場合の対応

第3回全国調査

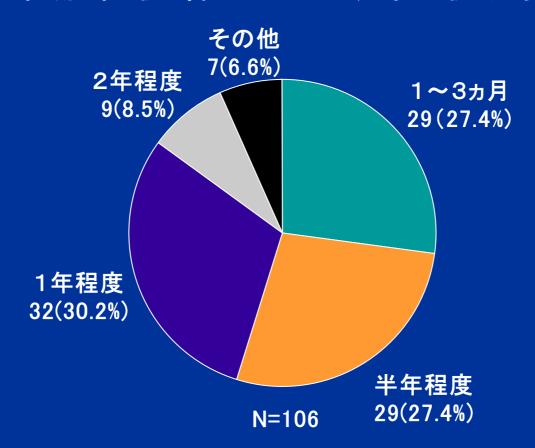


家庭ごみ有料化の実施直後から現在までの不適正排出の状況



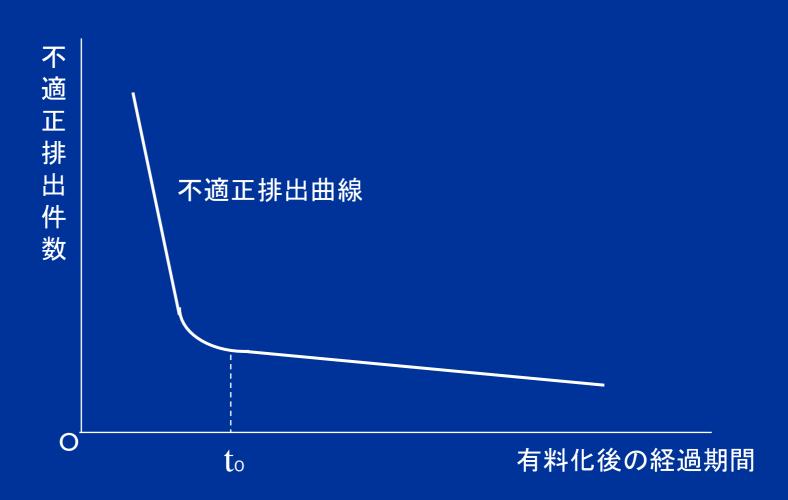
不適正排出が有料化実施前の水準まで減少するのに要した期間

(有料化実施直後増加したが、その後減少した市)



有料化導入後の不適正排出状況

•



佐世保市における不適正排出率の推移

調査年月	2005年1月	2005年2月	2005年9月	2005年11月
可燃ごみ 不適正排 出率	4. 5%	0.8%		1. 2%
不燃ごみ 不適正排 出率	55. 7%	25. 0%	11. 6%	

有料化実施2005年1月

集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度 八王子市

ごみ・資源物適正排出及び集積所適正管理の確立を図るために、集合住宅における「出し方ルール・集積所維持管理」が適正な集積所を、模範となる集積所として認定する制度。

2006年7月から実施現在 約100件の認定

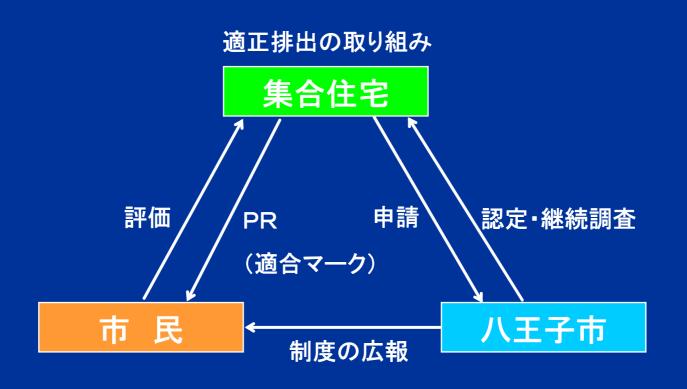
優良排出管理認定制度の対象

市内集合住宅(10世帯以上、賃貸・分譲は不問)で、同敷地内に、専用の集積所(可燃、不燃および資源物)を所有し、継続して使用しているものが対象

認定要件 (全ての項目基準に適合した場合に認定)

- 1. 排出物の分別に係わる利用住民への周知
- 2. 可燃物、不燃物及び資源物専用容器等の設置
- 3. 獣害等による飛散防止策の実施
- 4. 適正分別の実施
- 5. 不法投棄対策の実施
- 6. 集積所適正維持管理の実施
- ・認定調査を実施し、認定後、認定表示物を交付
- ・認定後も継続して同調査を実施し、再認定

集合住宅ごみ優良排出管理認定制度



集合住宅ごみ等優良排出管理認定マーク



記名のない指定袋の収集拒否

少数自治体にとどまる:野田市、久留米市など

利点

排出者責任の明確化

問題点

プライバシー侵害との指摘も

導入の前提

住民の協力が不可欠(自治会・町会など)

不適正排出に対する過料徴収

横浜市 2007年9月議会で条例改正 2008年過料処分施行予定

- ・分別区分、排出方法に従うことについて義務化
- ・ごみを不適正排出する市民・事業者に改善勧告、改善命令し、それでも1年以内に違反した場合に2000円以下の過料を徴収する
- 事業者に対しては市の処理施設への受入拒否

自治会に対するごみ通信簿

浜松市が2006年10月導入

市内44自治会のごみの排出状況を評価

4段階評価: ◎、○、△、×

評価項目:分別、水切り、排出曜日、

袋の色や大きさ

総合評価:A、B、C

・改善点を洗い出し、具体的な取り組みにつなげる

子供ごみパトロール隊

神戸市が2005年から夏休み期間に実施

- ・市が小学生241人をサポーターに認定し、地域ごとにごみの排出状況を点検、ルール違反のごみには収集しないことを告げるシールを貼付してもらう
- ・小学生の環境教育に役立つ
- 子供が指摘することで大人への啓発効果が大